

セルフ給油取扱所における条件付自動制御システムの試験確認業務の開始



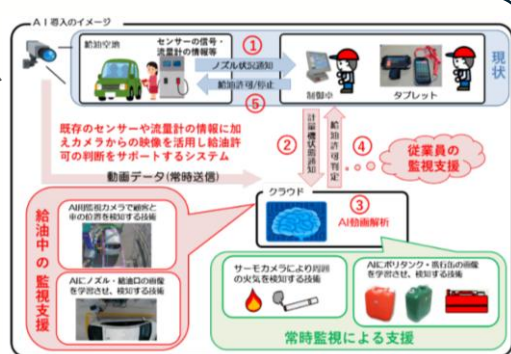
危険物保安技術協会
Hazardous Materials Safety Techniques Association

業務部

経過（令和5～6年度）

令和5年度に総務省消防庁において、「危険物施設におけるスマート保安等に係る調査検討報告書（令和6年3月）」がとりまとめられ、「顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所における条件付自動型AIシステムの導入に向けた実証実験の実施について（令和6年3月29日消防危第75号通知）」（以下「75号通知という。）が発出されました。

当協会では、75号通知に示された実証実験に用いる条件付自動型AIシステム（以下「AIシステム実証機」という。）に求められる仕様及び機能等が備わっていることを確認するための試験確認業務を、令和6年7月31日に開始しました。



引用：危険物施設におけるスマート保安等に係る調査検討報告書（消防庁：令和4年度中間報告）より

AIシステム実証機による実証結果の検証（令和6年度）

令和6年度の総務省消防庁主催の「危険物施設におけるスマート保安等に係る調査検討会」では、試験確認の認証を受けたAIシステム実証機による実証結果を検証し、報告書が令和7年3月にとりまとめられました。

【実証実験の結果】

- ・ AIシステム実証機により、顧客の給油作業等の監視・制御を行うこととした場合に、顧客の給油作業等に係る安全を確保できる運用体制が可能であることが検証された。
- ・ AIシステムで対応すべき追加のリスク要因が示された。（給油口からノズルを外した後に誤ってノズルを握った場合には緊急停止等）

条件付自動制御システムの試験確認の開始（令和8年度）

総務省消防庁において、令和6年度の報告書（令和7年3月）に基づき、令和8年2月27日に、「危険物の規制に関する規則」（以下「危規則」という。）及び「危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示」（以下「危告示」という。）の一部を改正する省令等が公布され、その運用通知として、「危険物の規制に関する規則の一部改正に伴う顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所における条件付自動制御装置の使用に係る運用について（令和8年2月27日消防危第37号通知）」（以下「37号通知」という。）が発出されました。

当協会では、当該危規則、危告示及び37号通知に示された条件付自動制御装置を使用した監視システム（以下「条件付自動制御システム」という。）に求められる仕様及び機能等が備わっていることを確認するとともに、条件付自動制御システムの運用及び管理体制等が適切に構築されていることを確認するための試験確認業務を、**令和8年4月1日**に開始しました。なお、業務規程及び試験確認基準等は、次のリンク先をご確認ください。

- 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所における条件付自動制御装置を使用する監視システムの試験確認に係る業務規程
- 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所における条件付自動制御装置を使用する監視システムの試験確認基準
- 申請書 様式

（別紙第2～4「条件付自動制御システムの評価観点チェックリスト」等）



セルフ給油取扱所における条件付自動制御システムの試験確認業務の開始



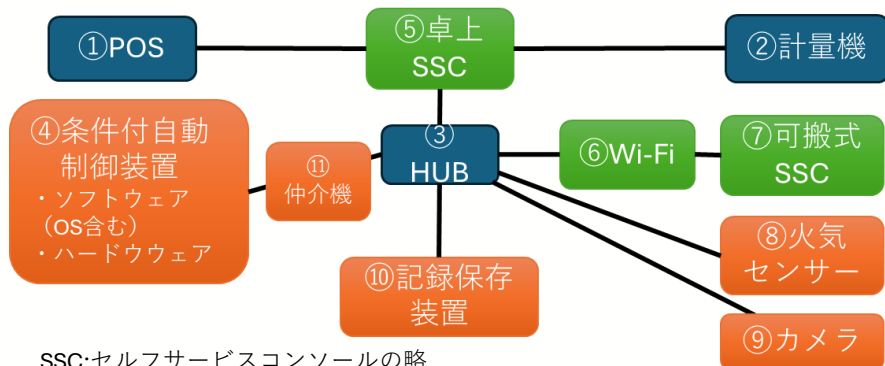
危険物保安技術協会
Hazardous Materials Safety Techniques Association

業務部

条件付自動制御システムの試験確認の概要

1 条件付自動制御システムの構成機器と試験確認の対象範囲

条件付自動制御システムの構成機器は図1のとおりで、試験確認の対象範囲は④～⑪の機器です。



備考

- i 各構成機器の接続状況についてはイメージであり、申請者ごとに異なります。
- ii ⑤～⑦は可搬式SSCシステムとして試験確認の認証を受けたものに限りします。
(⑤のみを設置する場合は、卓上SSC(可搬式SSCシステム非対応)として試験確認の認証を受けたものに限りします。)
- iii ⑧火気センサーについては、⑨カメラに火気検知の機能を有する場合には省略可です。

図1 条件付自動制御システムの構成機器

2 試験確認の流れ

試験確認の流れは図2のとおりです。

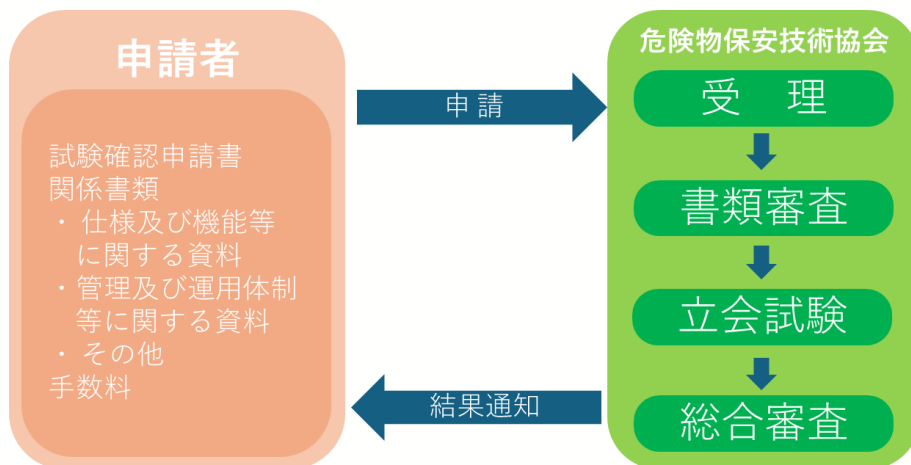


図2 試験確認の流れ

3 変更手続き

条件付き自動制御システムの仕様及び機能等を変更する場合には、変更内容に応じて重変更、軽変更又は軽微な変更の手続きが必要で、必要に応じて立会いで確認します。

4 定期調査

認証した型式ごとに1年に1回定期調査を実施し、条件付自動制御システムの仕様及び機能等を立会いで確認するとともに、管理及び運用体制等に問題がないことを各種記録で確認します。

5 試験確認証明書の交付

条件付自動制御システムを導入するセルフ給油取扱所には「試験確認証明書」を交付します。

<お問い合わせ先>

危険物保安技術協会 業務部

TEL 03-3436-2353